平成２７年（フ）第１０００号
千葉市稲毛区小深町79番地２
破産者　株式会社ダンナイ
１　決定年月日　平成28年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１００１号
千葉県成田市吉岡952番地55（ＤＫ大栄Ｂ棟203）
破産者　長村　　智
１　決定年月日　平成28年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５４９号
大阪府和泉市一条院町37番地の１、商業登記簿上の本店所在地大阪府和泉市一条院町36番地の１
破産者　有限会社アルファクロス
１　決定年月日　平成28年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３号
奈良県宇陀市榛原萩原1703番地
破産者　横田建設株式会社
１　決定年月日　平成28年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第８５号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城３番地31　シャトーラメールＰ－Ⅲ203
破産者　ジョンソン身江子（旧姓鈴木）
１　決定年月日　平成28年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第８０８号
千葉県船橋市薬円台５丁目15番１－410号
破産者　細田　秀夫
１　決定年月日　平成28年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５１１号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目20番６号
破産者　株式会社アルナ
１　決定年月日　平成28年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５６０号
川崎市宮前区有馬１丁目23番３－301号　安藤ビル２
破産者　合同会社スークエルエルシー
１　決定年月日　平成28年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３７９号
新潟市中央区万代１丁目５番１号
破産者　有限会社ＢＡＣＡＲＯ
１　決定年月日　平成28年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８０号
新潟市江南区船戸山４丁目10番13号
破産者　株式会社サンタプランニング
１　決定年月日　平成28年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８１６号
神戸市長田区五位ノ池町３丁目１－28アーバンコート五位ノ池101号、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区元町通５丁目４番３号元町アーバンライフ220号室
破産者　株式会社三裕
１　決定年月日　平成28年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９２６号
東京都武蔵村山市本町３丁目36番地の２コーポ山房101号
破産者　須知　正実
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９３０号
東京都町田市金井６丁目34番15号
破産者　津田　純也
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５６号
静岡県浜松市中区茄子町352番地の11
破産者　株式会社正永設備
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
三重県鳥羽市鳥羽５丁目16番地16、商業登記簿上の本店所在地三重県鳥羽市菅島町246番地３
破産者　有限会社山巳商店
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第７８号
三重県鳥羽市鳥羽５丁目２番15号、前住所三重県鳥羽市菅島町246番地３
破産者　松村　貞夫
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
三重県鳥羽市屋内町７番５号
破産者　山下　健次
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第８０２号
京都府宇治市槇島町三十五45番地の４
破産者　有限会社北村製作所
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８７５号
京都市右京区西京極東向河原町４番地４　ルミエール葛野大路202号室
破産者　有限会社ナチュラル　エア
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号
島根県江津市和木町714番地
破産者　盆子原安男
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第３０２号
岡山市中区関52番地１　ベルメゾンＡ－101
破産者　竹原　孝則
１　決定年月日　平成28年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部